# 人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-Dの障害認定日(情報提供)

	宛先	本部		ブロック本部		事務センター			年金事務所						
		各部 (全)	関係部	<b>有</b> 理船	相給部	適徽部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	微収課	国年課	記録課	相談室
		0			0				0						0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	レ	レ			

#### 本部関係部

障害年金業務部

### 目的·趣旨

国民年金・厚生年金保険障害認定基準「第11節 心疾患による障害」における、人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-D の障害認定日について疑義照会があり回答をしましたので内容についてお知らせするものです。(本件にかかる疑義照会は、機構本部関係部からのものであり、機構 LAN 疑義照会掲示板には掲載されないため。)

### ポイント (内容)

### 【照会内容】

平成22年10月13日付年発1013第1号厚生労働省年金局長通知「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」の第11節 心疾患による障害の2認定要領 (10)により「心臓ペースメーカー、又はICD(植込み型除細動器)又は人工弁を装着した場合の障害の程度を認定すべき日が、それらを装着した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。」と示されていますが、(9) ⑤大動脈疾患の「人工血管を挿入」した場合及び⑦重症心不全の「心臓移植や人工心臓等を装着」した場合の障害認定日が示されていないため、ご教示願いたい。

#### 【回答】

人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT(心臓再同期医療機器)・CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)については、施術した日が初診日から起算して1年6月以内の場合は、施術した日をもって障害認定日として差し支えない。

なお、本件については、年金局からの疑義照会回答があります。(別添参照)

照会先 本部年金給付部給付企画 G 担当太田(哲)

連絡先、

### (様式第3)

#### 疑義照会(回答)票(厚生労働省)

平成23年5月27日 照会日 照会部署名 年金給付部給付企画グループ 照会担当者 (役職名) 太田

メールアドレス

主管担当部署の長の確認 海老原

(案件)

(受付番号) 障害認定日について No. 2011-20

#### (内容)

平成 22 年 10 月 13 日付年発 1013 第 1 号厚生労働省年金局長通知「国民年金・ 厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」の第 11 節 心疾患による障害 の2認定要領 (10)により「心臓ペースメーカー、又は ICD(植込み型除細動器) 又は人工弁を装着した場合の障害の程度を認定すべき日が、それらを装着した 日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。」と示されています が、(9) ⑤大動脈疾患の「人工血管を挿入」した場合及び⑦重症心不全の「心 臓移植や人工心臓等を装着」した場合の障害認定日が示されていないため、ご 教示願いたい。

#### 【当方の見解】

⑤大動脈疾患の「人工血管を挿入」した場合については、人工血管を挿入した ものは3級とすることとされたが、人工血管を挿入した際の障害認定日につい ては、これらを施術した日が初診日から起算して1年6月以内の場合は、挿入 日とする。

⑦重症心不全の「心臓移植や人工心臓等を装着」した場合については、心臓 移植や人工心臓、CRT (心臓再同期医療機器)、CRT-D (除細動器機能付き心臓再 同期医療機器)の装着を行った手術後の等級が示されているところであるが、 これらを施術した際の障害認定日については、これらを施術した日が初診日か ら起算して1年6月以内の場合は、移植日又は装着日とする。

本件の障害認定日については、上記の見解のとおり扱ってよろしいかご教示く

ださい。			

## (回答)

お見込みのとおり。

人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT(心臓再同期医療機器)・CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)については、施術した日が初診日から起算して1年6月以内の場合は、施術した日をもって障害認定日として差し支えない。

回答日平成23年5月30日回答部署名年金局事業管理課回答作成者(障害認定企画専門官)小杉光恵連絡先3595—2796メールアドレス

事業管理課長代理障害認定補佐の確認

